

第 1 号議案

大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件

大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例  
(大阪広域水道企業団水道企業条例の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団水道企業条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(経営の基本)				(経営の基本)			
第3条 (略)				第3条 (略)			
2 (略)				2 (略)			
(1) (略)				(1) (略)			
ア (略)				ア (略)			
給水対象		(略)		給水対象		(略)	
堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、交野市、島本町、能勢町及び大阪広域水道企業団		(略)		堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、 <u>藤井寺市</u> 、東大阪市、交野市、 <u>大阪狭山市</u> 、島本町、能勢町、 <u>熊取町</u> 、 <u>河南町</u> 及び大阪広域水道企業団		(略)	
イ (略)				イ (略)			
事業の名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	事業の名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
藤井寺水道事	<u>藤井寺市の区域並びに八尾市太田並</u>	<u>65,100</u> 人	<u>21,000</u> 立方メ				

業	びに羽曳野市野々上及び高鷲の各一部の区域 ただし、藤井寺市陵南町及び川北の全部の区域を除く。		一トール
泉南水道事業	泉南市の区域 ただし、新家、兎田、別所、信達市場、信達牧野、信達岡中、信達六尾、信達金熊寺、信達童子畑、信達楠畑、信達葛畑及び岡田の各一部の区域並びに泉州空港南の全部の区域を除く。	(略)	(略)
四條畷水道事業	(略)	(略)	(略)
大阪狭山水道事業	大阪狭山市の区域	58,200人	18,850立方メートル
(略)	(略)	(略)	(略)
忠岡水道事業	(略)	(略)	(略)
熊取水道事業	泉南郡熊取町の区域 ただし、標高140メートル以上の区域(大字久保及び大字野田の当該区域の一部を除く。)を除く。	43,000人	15,190立方メートル
(略)	(略)	(略)	(略)
太子水道事業	(略)	(略)	(略)
河南水道事業	南河内郡河南町の区域 ただし、大字東山、大字一須賀、大字加納、大字平石、大字白木、大字持尾、大字弘川、大字下河内、大字上河内、大字中、大字馬谷及び大字芹生谷の各一部の区域を除く。	15,200人	5,590立方メートル
千早赤阪水道事業	南河内郡千早赤阪村の区域 ただし、大字水分、大字桐山、大字二河原辺、大字東阪、大字中津原	(略)	(略)

泉南水道事業	泉南市の区域 ただし、新家、兎田、別所、信達市場、信達牧野、信達岡中、信達六尾、信達金熊寺、信達童子畑、信達楠畑、信達葛畑及び岡田の各一部の区域及び泉州空港南の全部の区域を除く。	(略)	(略)
四條畷水道事業	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
忠岡水道事業	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
太子水道事業	(略)	(略)	(略)
千早赤阪水道事業	南河内郡千早赤阪村の区域 ただし、大字水分、大字桐山、大字二河原辺、大字東阪、大字中津	(略)	(略)

	及び大字千早の各 一部の区域を除 く。		
--	---------------------------	--	--

(2) (略)

	原、大字千早の各 一部の区域を除 く。		
--	---------------------------	--	--

(2) (略)

(大阪広域水道企業団情報公開条例の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p>5 <u>令和3年4月1日前に藤井寺市情報公開条例（平成11年藤井寺市条例第1号）、大阪狭山市情報公開条例（平成10年大阪狭山市条例第1号）、情報公開条例（平成10年熊取町条例第28号）又は河南町情報公開条例（平成12年河南町条例第34号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p>

(大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～9 (略)</p> <p><u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p>10 <u>令和3年4月1日前に藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号）、大阪狭山市個人情報保護条例（平</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～9 (略)</p>

成10年大阪狭山市条例第2号)、個人情報保護条例(平成10年熊取町条例第29号)又は河南町個人情報保護条例(平成12年河南町条例第35号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

11 令和3年4月1日前に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町で行われていた水道事業に係る個人情報取扱事務についての第5条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、令和3年4月1日以後、遅滞なく」とする。

12 令和3年4月1日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大阪広域水道企業団職員定数条例の一部改正)

第4条 大阪広域水道企業団職員定数条例(平成22年大阪広域水道企業団条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、 <u>692人</u> とする。	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、 <u>621人</u> とする。

(大阪広域水道企業団行政手続条例の一部改正)

第5条 大阪広域水道企業団行政手続条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～4 (略) <u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u> 5 <u>令和3年4月1日前に藤井寺市行政手続条例(平成11年藤井寺市条例第3号)、大阪狭山市行政手続条例(平成12</u>	附 則 1～4 (略)

年大阪狭山市条例第2号)、行政手続条例(平成10年熊取町条例第9号)又は河南町行政手続条例(平成10年河南町条例第1号)の規定によりなされた聴聞に係る手続、弁明の機会の付与その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

(大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部改正)

第6条 大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p>4 <u>令和3年4月1日前に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町又は河南町の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの(企業長の求めにより職員となったものに限る。)について、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第32号)、職員の分限に関する条例(昭和27年大阪狭山市条例第27号)、職員分限条例(昭和26年熊取町条例第20号)又は職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和31年河南町条例第34号)の規定によりなされた分限の処分、手続及び効果は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、期間の定めのある処分については、従前の処分に係る期間を通算するものと</u>する。</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p>

(大阪広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第7条 大阪広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p><u>4 令和3年4月1日前に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町又は河南町の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの(企業長の求めにより職員となったものに限る。)について、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第30号)、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和27年大阪狭山市条例第26号)、職員懲戒条例(昭和26年熊取町条例第21号)又は職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和31年河南町条例第35号)の規定によりなされた懲戒の処分、手続及び効果は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、期間の定めのある処分については、従前の処分に係る期間を通算するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p>

(大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p><u>4 令和3年4月1日前に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町又は河南町の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの(企業長の求め</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p>

により職員となったものに限る。)について、職員の育児休業等に関する条例(平成4年藤井寺市条例第4号)、職員の育児休業等に関する条例(平成4年大阪狭山市条例第5号)、育児休業条例(平成4年熊取町条例第8号)又は職員の育児休業等に関する条例(平成4年河南町条例第2号)の規定によりなされた育児休業又は育児短時間勤務の承認は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、この条例の規定によりなされたものとみなされる育児休業又は育児短時間勤務の承認に係る期間には、従前の承認に係る期間を通算するものとする。

(大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p><u>4 令和3年4月1日前に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町又は河南町の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの(企業長の求めにより職員となったものに限る。)について、同日前において企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年藤井寺市条例第11号)、大阪狭山市水道企業及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年大阪狭山市条例第14号)、上下水道事業職員給与条例(昭和43年熊取町条例第5号)又は河南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和48年河南町条例第31号)(以下この項において「統合前の市町の条例」という。)その他の条例の規定に</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p>

より給与を減額すべき事由が生じていた場合は、統合前の市町の条例その他の条例の規定により減額すべき給与の額をこの条例の規定により減額すべき給与の額とみなして減額するものとする。

(大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例の一部改正)

第10条 大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～3 (略) <u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u> 4 <u>令和3年4月1日前に藤井寺市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年藤井寺市条例第34号）、大阪狭山市長期継続契約に関する条例（平成17年大阪狭山市条例第46条）、長期継続契約条例（平成19年熊取町条例第18号）又は河南町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年河南町条例第11号）の規定により締結された契約のうち、水道事業に係るものは、この条例の相当する規定により締結されたものとみなす。</u>	附 則 1～3 (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)
- この条例の施行の際現に効力を有する藤井寺市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第9号）第8条、大阪狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪狭山市条例第13号）第8条、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年熊取町条例第11号）第7条又は河南町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和44年河南町条例第10号）第7条の規定による令和2年10月1日から令和3年3月31日までの業務の状況を説明する書類の提出については、なおこれらの規定の例による。